

公衆浴場のてびき

千葉市保健所環境衛生課

令和7年4月1日改訂

目 次

1	公衆浴場の種別	・ ・ ・ ・ ・	1
2	用語の定義	・ ・ ・ ・ ・	1
3	各種申請・届出について	・ ・ ・ ・ ・	2
4	浴場の衛生管理	・ ・ ・ ・ ・	4
5	水質検査地点及び項目	・ ・ ・ ・ ・	8
6	記録の作成・保存	・ ・ ・ ・ ・	1 1

法令等

- ◇ 公衆浴場法
- ◇ 公衆浴場法施行規則
- ◇ 千葉県公衆浴場法施行条例
- ◇ 千葉県公衆浴場法施行細則
- ◇ 循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアルの改正について
(令和元年12月17日付け薬生衛発 1217 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知)
- ◇ 公衆浴場における衛生等管理要領等の改正について
(令和5年11月15日付け健生発 1115 第5号厚生労働省健康・生活衛生局長通知)
 - 別添 1 公衆浴場における水質基準等に関する指針
 - 別添 2 公衆浴場における衛生等管理要領
- ◇ 防火対象物に係る表示制度の実施に伴う「旅館ホテル防火安全対策連絡協議会における了解事項」の運用について(通知)

1 公衆浴場の種別

■ 一般公衆浴場

温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させる公衆浴場であって、その利用の目的及び形態が、地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される入浴施設で、いわゆる銭湯をいいます。

■ その他の公衆浴場

一般公衆浴場以外の公衆浴場をいい、次のようなものが該当します。

- クアハウス、エステティックサロン、スポーツ施設(ゴルフ場、アスレチックジム等)、ヘルスセンター、健康ランド等に設置されたもの
- 工場、事業場等が、その従業員の福利厚生のために設置したもの
- サウナ風呂及び露天風呂を主体としたもの
- 酵素風呂、砂風呂等の特殊な浴槽が主体であるもの
- 移動入浴車に設置されたもの(浴槽が固定されているものに限る。)

2 用語の定義

■ 浴槽水

浴槽内の水及び湯のことをいいます。

■ 上がり用湯・上がり用水

洗い場及びシャワーから供給される湯・水のことをいいます。

■ 原湯・原水

浴槽の湯水を再利用せずに浴槽に直接注入される湯・水のことをいいます。

3 各種申請・届出について

■ 新規営業許可申請について

次のような場合には新たな営業許可が必要になりますので、必ず事前に保健所に相談してください。

- ・新規公衆浴場の建築
- ・営業者の変更（個人⇄法人、A法人⇄B法人 など）
- ・施設の大規模増改築等

※計画段階において建築情報相談課及び管轄の消防署予防課にも相談して下さい。

■ 各種届出について

次のような場合は届出が必要です。詳しくは保健所に相談してください。

届出書の様式は、千葉市保健所のホームページからダウンロードできます。

届出書	届出が必要な場合	必要な添付書類
変更届	・施設の名称を変更した	・公衆浴場営業許可証
	・営業者（法人）の名称を変更した	・履歴事項全部証明書（発行後3か月以内） ・公衆浴場営業許可証
	・営業者（法人）の所在地又は代表者を変更した	・履歴事項全部証明書（発行後3か月以内）
	・施設を増改築した※1	・変更前後がわかる施設図面、概要書等
	・薬湯（入浴剤）の利用を開始した（変更した）※2	・入浴剤の成分等がわかる書類
	・温泉水を利用したい	・温泉利用許可が必要ですので、事前にお問い合わせください。
承継届（相続）	・営業者（個人）が死亡し、相続をした	・戸籍謄本（被相続人及び相続人全員の関係がわかる戸籍の全部事項証明書）又は法定相続情報一覧図の写し ・法定相続人全員の同意書（法定相続人が2人以上の場合） ・公衆浴場営業許可証
承継届（合併）	・営業者（法人）が合併した	・履歴事項全部証明書（合併・分割登記後） ・定款又は寄付行為の写し ・公衆浴場営業許可証
承継届（分割）	・営業者（法人）が分割した	
承継届（譲渡）	・事業譲渡をした	・新営業者の履歴事項全部証明書（法人の場合・発行後3か月以内） ・新営業者の定款又は寄付行為の写し（法人の場合） ・事業譲渡証明書 ・旧営業者の公衆浴場営業許可証
廃止（停止）届	・営業を廃止した	・公衆浴場営業許可証
	・営業の一部もしくは一部を停止した	添付書類なし（停止・廃止部分がわかりにくい場合は、当該部分を示す図面）
許可証（紛失・き損・汚損）届	・営業許可証を紛失した	添付書類なし
	・営業許可証が汚れた、破れた	汚損・棄損した営業許可証

※1 規模により、新規の許可が必要となる場合があります。事前にご相談ください。

※2 入浴剤等を使用しているため、規則に定める水質基準に適合することが困難な場合は次頁を参考に手続きをしてください。

■ 水質基準適用除外申請について

衛生上危害を生ずる恐れがない場合であって、温泉水や入浴剤等を使用しているため、規則に定める水質基準に適合することが困難な場合は、保健所長による水質基準の除外の承認を受ける必要があります。詳しくは保健所に相談してください。

必要書類

- 水質基準適用除外承認申請書
- 浴槽に使用する水又は湯の水質検査結果の写し
- 浴槽水の水質検査結果の写し
- 浴槽水が投入する入浴剤等が衛生上危害を生ずる恐れがないことが判断できる書面等

申請・届出に関する Q&A



Q1 いわゆる「居抜き出店」で経営者が変わります。施設自体の変更はありません。どのような手続きが必要ですか？

A1 施設自体に変更がなくても、営業者が変わる場合は、原則、新規の許可が必要となります。
(事業譲渡を行わない場合は、旧営業者は廃止届を提出してください。) 必要な書類はホームページからダウンロードできます。詳細をご説明しますので、事前に保健所へご連絡ください。

なお、事業譲渡の場合も届出が必要です。その際は、営業を譲り受けたことを証する書類(事業譲渡証明書等)、旧営業者の許可証等の添付が必要です。

Q2 温泉水をタンクローリーで運んで浴槽水に利用したいと考えています。どのような手続きが必要ですか？

A2 温泉水を浴用に利用する場合は、温泉法に基づく温泉利用許可が必要です。必要な書類はホームページからダウンロードできます。詳細をご説明しますので、保健所へご連絡ください。また、温泉の利用開始後に、公衆浴場営業変更届(浴槽水の種類)を提出していただきます。

Q3 温泉水を濃縮した入浴剤を使用する場合も温泉の利用許可が必要ですか？

A3 「①温泉水を濃縮(脱水)したものを使用する場合」や、「②鉱石等に湯を通して人工的に浴槽水の成分を変化させる場合」は、温泉法の「温泉」に該当しません。公衆浴場営業変更届(浴槽水の種類)を提出してください。ただし、入浴剤等を使用すると残留塩素の確保等が難しくなることがありますので、衛生管理には十分ご注意ください。特に②の場合は、消毒方法等を示した書類を変更届に添付していただきます。

4 浴場の衛生管理

■ 浴槽水について

- ・ 浴槽水の消毒は、原則、塩素系薬剤を用いてください。
ただし、原湯・原水の性質等により塩素系薬剤を使用することが適当でない場合等は、この限りではありません。
- ・ レジオネラ症防止の観点から遊離残留塩素濃度は、0.4～1.0mg/L程度を保つようにしてください。
- ・ 換水頻度は次のとおりです。
 - 1 浴槽水は、毎日換水をする。
 - 2 循環ろ過器を設置する浴槽の浴槽水にあつては、一週間に一回以上換水すること。
 - 3 屋外の浴槽は、浴槽内が汚れやすいことから、浴槽水を常に満杯状態に保つこと等により、浮遊物質を除去すること。
 - 4 気泡発生装置のある浴槽は毎日換水すること。
- ・ 浴槽水は、〈表1〉の水質基準に適合していること。



〈表1〉

① 濁度	5度以下
② 有機物（全有機炭素(TOC)の量） 又は有機物等（過マンガノ酸カリウム消費量）	有機物（全有機炭素(TOC)の量）にあつては 8mg/L以下、 有機物等（過マンガノ酸カリウム消費量）にあつては 25mg/L以下
③ 大腸菌	1個/mL以下
④ レジオネラ属菌	検出されないこと

- ・ 〈表1〉の項目の水質検査を次の頻度で行ってください。
 - 1 毎日換水している浴槽水 …… 年1回以上
 - 2 1以外の浴槽水で塩素による消毒を行っているもの …… 6ヶ月に1回（年2回）以上
（例：循環ろ過器を設置する浴槽で、塩素による消毒を行っている浴槽水）
 - 3 1及び2以外の浴槽水 …… 3ヶ月に1回（年4回）以上
- ※〈表1〉の水質検査は、浴槽ごとに実施してください。
- ※複数の浴槽の浴槽水が配管等で接続されている場合や、浴槽が壁で仕切られていて、その一部が開口している場合の浴槽水の水質検査は、一つの槽とみなします。
- ※客毎に浴槽水を換水・清掃する場合は、〈表1〉の水質検査は不要です。



■ 原湯・原水・上がり用湯・上がり用水

- ・ オーバーフロー水（浴槽からあふれ出た水及び湯）を使用してはいけません。
- ・ 水質は〈表2〉の水質基準に適合していること。

〈表2〉

① 色度	5度以下
② 濁度	2度以下
③ 水素イオン濃度	5.8以上 8.6以下
④ 有機物（全有機炭素(TOC)の量） 又は有機物等（過マンガノ酸カリウム消費量）	有機物（全有機炭素(TOC)の量）にあつては 3mg/L以下、 有機物等（過マンガノ酸カリウム消費量）にあつては 10mg/L以下
⑤ 大腸菌	検出されないこと
⑥ レジオネラ属菌	検出されないこと

- ・ <表2>の項目の水質検査を年1回以上行ってください。
※水道事業体による水道、専用水道、小規模専用水道の場合は、水道法、千葉市小規模水道条例に基づき適正に管理されていれば①～⑤まで省略できます。
※「浴槽に使用する湯を一度貯めておく貯湯槽等がなく、瞬間湯沸かし器を使用している場合」、または「貯湯槽内の湯温が常時60℃以上に保たれている記録があり、貯湯槽の点検・清掃を年1回以上実施している場合」には⑥も省略できます。
- ・ 打たせ湯及びシャワーに、循環している浴槽水を使用してはいけません。
※上がり用湯・上がり用水について、飲料水としての水質検査を実施していない場合は、各水栓に「飲用不可」等の表示をしてください。
なお、その場合、浴室内の適当な場所一か所以上に飲料水を供給する設備を設け、飲料適の旨をその付近の見やすい場所に表示してください。



■ 飲料水について

飲料水を供給する設備から供給される水については、次の水質検査を行ってください。
ただし、「水道法」、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」、「千葉市小規模水道条例」等で規制を受ける水にあっては、当該法律等により水質検査を行ってください。

○ 井戸水等（水道水との混合も含む）を飲料水とする場合

水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる項目のうち、<表3>の11項目について年1回以上水質検査を行ってください。

<表3>

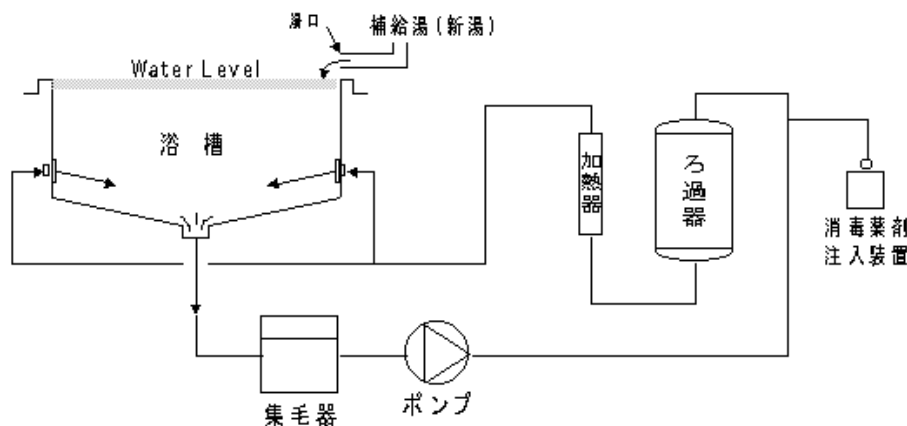
① 一般細菌	100個/mL以下
② 大腸菌	検出されないこと
③ 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下
④ 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下
⑤ 塩化物イオン	200mg/L以下
⑥ 有機物等（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下
⑦ pH値	5.8以上8.6以下
⑧ 味	異常でないこと
⑨ 臭気	異常でないこと
⑩ 色度	5度以下
⑪ 濁度	2度以下

〔 必要に応じ、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤のうち周辺の水質検査結果等から判断して必要となる事項も追加すること。 〕



■ 循環ろ過器について

- 循環ろ過器の1時間当たりの処理能力は、浴槽の容量以上としてください。
※循環ろ過器1時間当たりの処理能力が浴槽の容量未満の場合は、毎日換水及び清掃を実施してください。
- ※消毒方法として、過酸化水素消毒(2～3%)、塩素消毒(5～10mg/L)、加温消毒(60℃以上の高温水を循環させる)等があります。
- 循環ろ過機の前に集毛器(ヘアーキャッチャー)を設けてください。
- 循環ろ過器を設置した浴槽の浴槽水の消毒に用いる薬剤の注入口又は投入口は、当該浴槽水が当該循環ろ過器に流入する直前の部分に設けてください。(集毛器(ヘアーキャッチャー)部分からの消毒薬(錠剤を含む。)の注入は可。)
- 循環ろ過器は、一週間に一回以上、十分に逆洗を行ってください。
※逆洗を行っても十分にろ材の汚れを排出させることができなくなったときは、当該ろ材を交換してください。



図・1 循環式浴槽の構造

※循環ろ過水が水面より高いところから供給される場合は、水及び湯が誤って飲まれないよう亚克力板などに「この水(湯)は飲めません」と記載したものを掲示してください。

- 循環ろ過器及び循環ろ過器と浴槽との間の配管に付着した生物膜は、一週間に一回以上適切な方法により除去してください。

(例)



■ 気泡発生装置について

- 気泡等発生装置の吸気口は、土ぼこりが入らない構造(フィルター装着等)にしてください。
- 循環ろ過器を設置した浴槽には、気泡等発生装置を設置してはいけません。
(当該浴槽の浴槽水を毎日換水していれば使用は可能です。)

■ 換気について

- 脱衣室及び浴室は、換気を十分行ってください。
(脱衣室及び浴室の空気中の炭酸ガス濃度は1500ppm以下、一酸化炭素濃度は10ppm以下となるよう注意すること)

■ 明るさ（照度）

- ・ 浴場内の各場所は、十分な照度が必要です。照度の目安は〈表4〉のとおりです。

〈表4〉

場 所	照 度（ルクス）
浴室（サウナ室含む）	150～300 床 面
脱衣所、便所	150～300 床 面
受付	300～700 作業面
下足場	300～700 床 面
廊下	75～150 床 面



■ 施設全般の管理（清掃及び消毒）について

- ・ 〈表5〉により清掃及び消毒し、清潔で衛生的に保つこと。



〈表5〉

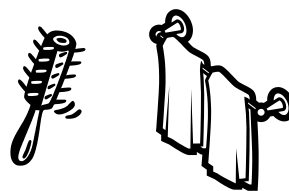
場 所	清 掃	消 毒 ※
脱衣室内の床、壁、脱衣箱、体重計等	毎日清掃	1月に1回以上
浴室内の床、壁、浴槽、洗いおけ、腰掛等	毎日清掃	1月に1回以上
浴槽	毎日完全換水し清掃。 ただし、これにより難しい場合にあっては、1週間に1回以上完全に換水し清掃。	—
ろ過器及び循環配管	（ろ過器） 1週間に1回以上	（ろ過器・循環配管） 適切な消毒方法で生物膜を除去
集毛器（ハアーキャッチャー）	毎日清掃	—
貯湯槽	生物膜の状況を監視し、必要に応じて	生物膜の状況を監視し、必要に応じて
浴室内の排水口	適宜清掃	
空気調和装置（フィルター等）、換気扇	適宜清掃	—
飲用水を供給する受水槽、高置水槽	1年に1回以上清掃	—
その他の給水、給湯設備	必要に応じて	必要に応じて
便所	毎日清掃	1月に1回以上
排水設備（排水溝、排水管、汚水ます、温水器（排湯熱交換器）等）	適宜清掃	1月に1回以上
施設の周囲	毎日清掃	—

※なお、消毒には、材質等に応じ、適切な消毒剤（逆性石ケン、両性界面活性剤、次亜塩素酸ナトリウム液等）を用いてください。また、消毒方法の留意点は、「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」等を参考にしてください。

特記 貯水槽清掃及び簡易専用水道における法定検査について

「水道法」、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」、「千葉市小規模水道条例」等で規制を受ける施設については、当該法律等に基づいて貯水槽（受水槽、高水槽）の清掃を毎年1回以上定期に実施してください。

なお、簡易専用水道の場合は、水道法に基づき毎年1回以上、法定検査（管理状況検査）を受けてください。



■ 入浴者に貸与する場合

- ・ タオル、くし、ヘアブラシ：
新しいもの、又は材質に応じて消毒（蒸気、熱湯、煮沸、塩素系薬剤、逆性石ケン、界面活性剤、紫外線等による消毒）したものとする。
- ・ カミソリ：
新しいもののみとすること。使用済みのカミソリを放置させないこと。

5 水質検査地点及び項目

■ 水質検査項目

各水質検査の項目をまとめると、次表のようになります。

	浴槽水	原湯・原水・ 上がり用湯・上がり用水	飲料水
① 色度		○	○
② 濁度	○	○	○
③ pH値		○	○
④ TOC 又は有機物等 (過マンガノ酸カリウム消費量)	○ (TOC 又は過マンガノ 酸カリウム消費量)	○ (TOC 又は過マンガノ 酸カリウム消費量)	○ (TOC)
⑤ 大腸菌	○	○	○
⑥ レジオネラ属菌	○	○	
⑦ 一般細菌			○
⑧ 亜硝酸態窒素			○
⑨ 硝酸態窒素及び亜硝 酸態窒素			○
⑩ 塩化物イオン			○
⑪ 味			○
⑫ 臭気			○

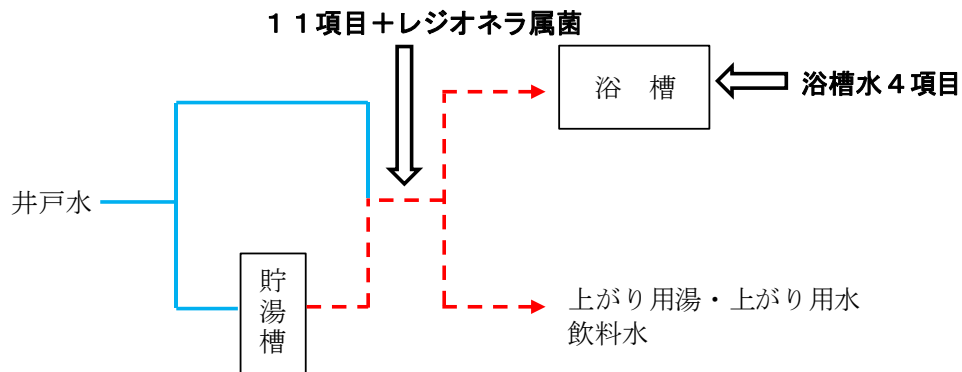
※ TOC は有機物(全有機炭素 (TOC) の量)

※ ④は原則 TOC を測定すること。ただし、塩素化イソシアヌル酸またはその塩を用いて消毒している等の理由により TOC の測定が不適切と考えられる場合は、過マンガノ酸カリウム消費量を測定すること。

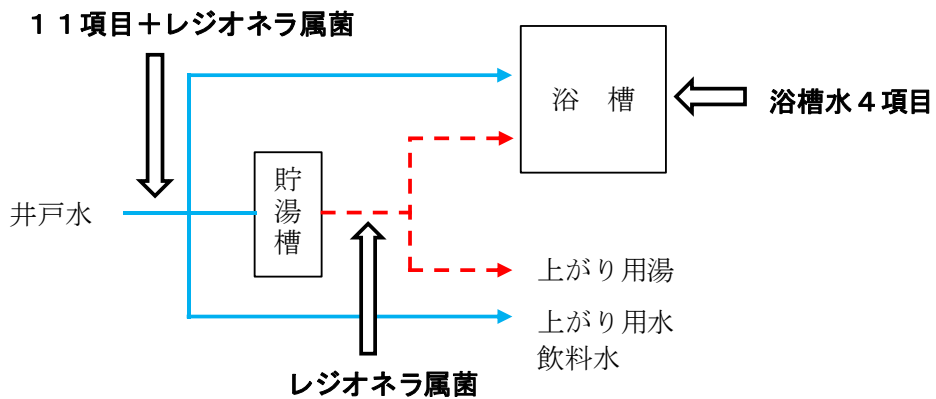
■ 水質検査地点

— : 給水 - - - : 給湯

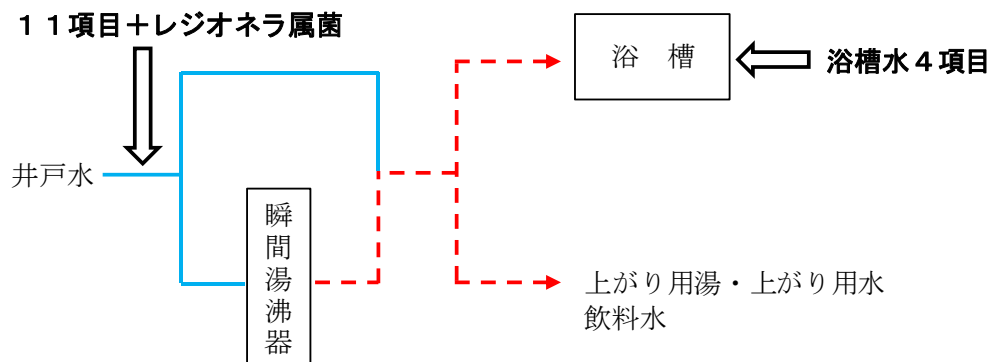
【ケース1】



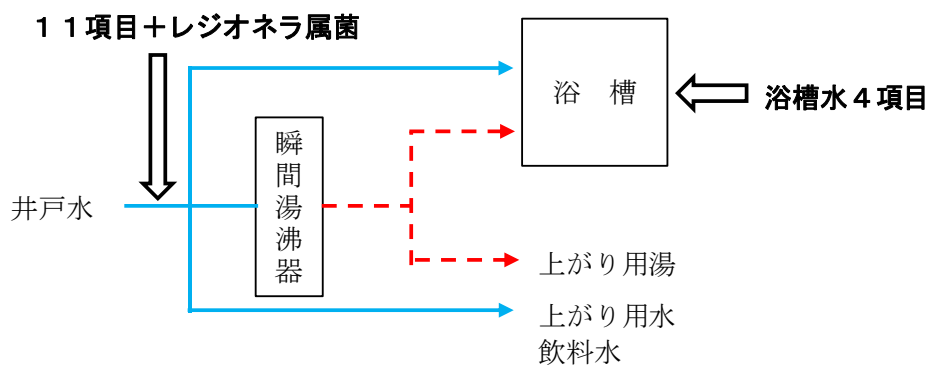
【ケース2】



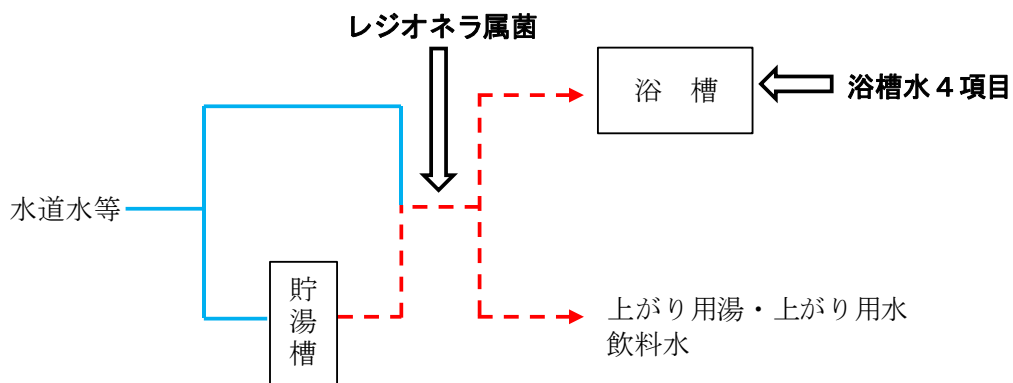
【ケース3】



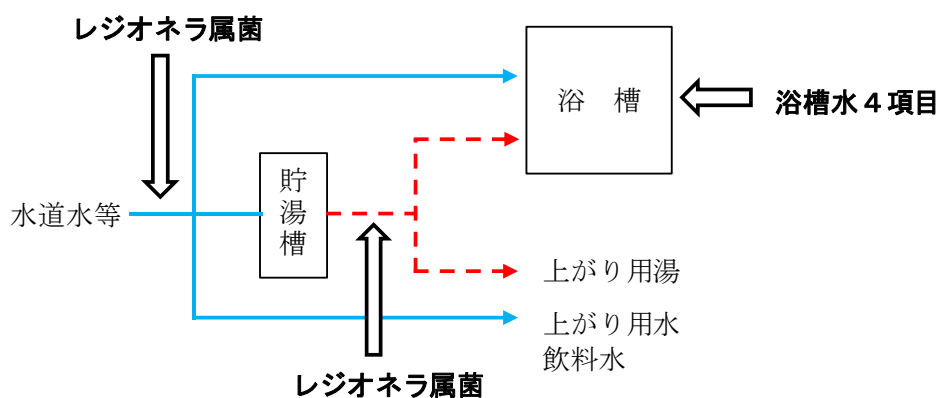
【ケース4】



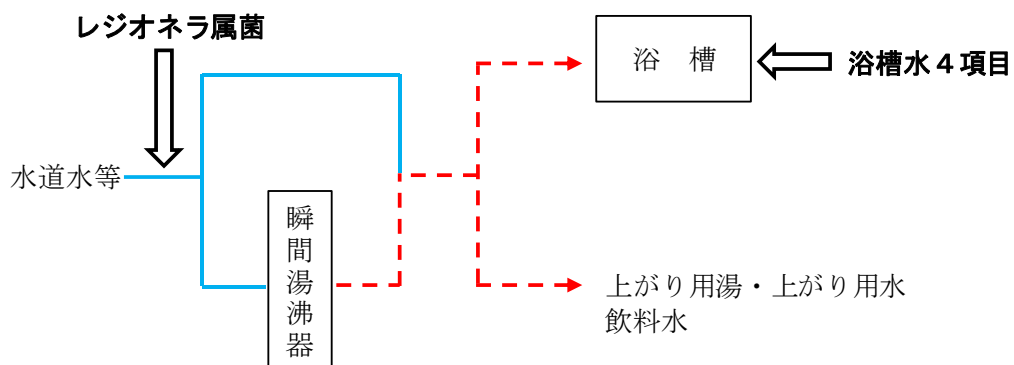
【ケース5】



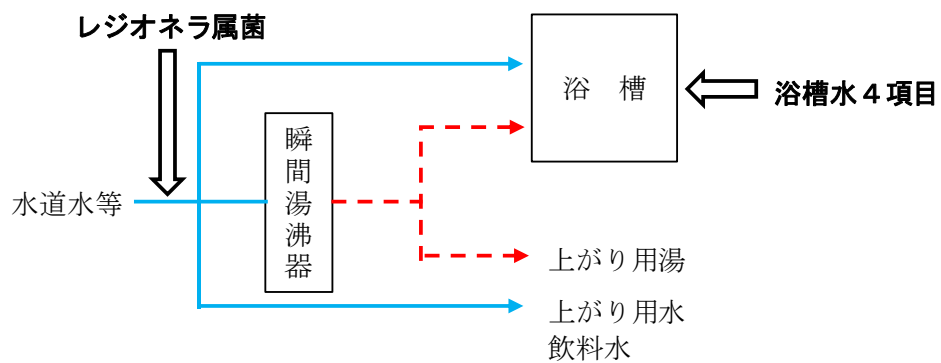
【ケース6】



【ケース7】



【ケース8】



6 記録の作成・保存

浴場の管理運営について要領を作成し、当該要領に基づいて当該浴場の管理運営を行うとともに、当該浴場の管理運営に係る実施記録として点検票を作成し、その記録を3年間保存してください。

以下に管理運営要領、及び次ページに点検票の例示を示しています。

(例示)

浴場の維持管理について

1 毎日行うもの

- (1) 塩素による消毒を行っている浴槽水の場合は、定期的な残留塩素濃度の測定
- (2) 浴槽の換水（気泡等発生装置を設置した浴槽を含む）
- (3) 清掃
 - ① 集毛器（ヘアーキャッチャー）
 - ② 脱衣室内及び浴室内において人が直接接するところ及び物（床、壁、脱衣箱、体重計、洗い桶、腰掛、浴槽の外側、シャワー用カーテン等）
 - ③ 便所

2 毎週行うもの

- (1) 循環ろ過器の逆洗
- (2) 循環ろ過器及び循環配管の生物膜の除去
- (3) 循環ろ過器を設置し、気泡等発生装置のない浴槽にあっては浴槽の換水

3 毎月行うもの

- (1) 消毒
 - ① 脱衣室内及び浴室内において人が直接接するところ及び物（床、壁、脱衣箱、体重計、洗い桶、腰掛、浴槽の外側、シャワー用カーテン等）
 - ② 便所
 - ③ 排水設備、温水器

4 年に1回以上行うもの

- (1) 浴槽水並びに浴槽に使用する水及び湯の水質検査（規則に定めるところによること）
- (2) 洗い場の水が、上水道が直結されている場合及び管理されている貯水槽水道以外の水の場合は、水質検査
- (3) 洗い場の湯がボイラーや貯湯槽等、貯留されている場合は水質検査
- (4) 受水槽、高置水槽、貯湯槽の清掃

5 適宜行うもの

- (1) 循環ろ過器のろ材の交換
- (2) 清掃
 - ① 毎日換水しない浴槽にあっては、換水の時に浴槽内を清掃すること
 - ② 浴室内の排水口
 - ③ 空気調和装置、換気扇
 - ④ 上記以外の給水、給湯設備
 - ⑤ 排水設備、温水器

(例示) <日常管理記録表> 年 月 (浴槽:) *3年間保存

(例示) <日常管理記録表> 年 月 (浴槽:) *3年間保存

(例示) <日常管理記録表> 年 月 (浴槽:) *3年間保存

(例示) <日常管理記録表> 年 月 (浴槽:) *3年間保存

(例示) <日常管理記録表> 年 月 (浴槽:) *3年間保存

(例示) <日常管理記録表> 年 月 (浴槽:) *3年間保存

点検日		残留塩素濃度測定結果(mg/l)				消毒装置 運転状況	薬液タンクの 残量	集毛器 清 掃 (毎日)	浴槽の 換水・清掃 (毎日) (回/週)	ろ過器と配管 の生物膜の 除去 (回/週)	ろ過器の逆洗 ・ろ材の洗浄 (回/週)	気泡発生 装置点検	脱衣室内の人が直接 接触するところ		浴室内の人が直接 接触するところ		便所の 掃	清	排水口・排 水設備の清 掃	貯湯槽60℃ 記録 (1日/回)	点検・作業 実施者	害虫防除 (生息状況、 防除処置)	記事	
日	曜日	:	:	:	:								清掃 (毎日)	消毒 (回/月)	清掃 (毎日)	消毒 (回/月)								
1																								
2																								
3																								
4																								
5																								
6																								
7																								
8																								
9																								
10																								
11																								
12																								
13																								
14																								
15																								
16																								
17																								
18																								
19																								
20																								
21																								
22																								
23																								
24																								
25																								
26																								
27																								
28																								
29																								
30																								
31																								
水質検査	浴槽水		(回/年)		実施日・結果		年 月 日 適・不適()		年 月 日 適・不適()		年 月 日 適・不適()		年 月 日 適・不適()		年 月 日 適・不適()									
	浴槽に使用する水		(回/年)		実施日・結果		年 月 日 適・不適()		年 月 日 適・不適()		年 月 日 適・不適()		年 月 日 適・不適()		年 月 日 適・不適()									
	浴槽に使用する湯		(回/年)		実施日・結果		年 月 日 適・不適()		年 月 日 適・不適()		年 月 日 適・不適()		年 月 日 適・不適()		年 月 日 適・不適()									
	洗い場の水		(回/年)		実施日・結果		年 月 日 適・不適()		年 月 日 適・不適()		年 月 日 適・不適()		年 月 日 適・不適()		年 月 日 適・不適()									
	洗い場の湯		(回/年)		実施日・結果		年 月 日 適・不適()		年 月 日 適・不適()		年 月 日 適・不適()		年 月 日 適・不適()		年 月 日 適・不適()									

千葉市保健所環境衛生課
営業指導班

TEL : 043-238-9939

FAX : 043-238-9945

E-mail : kankyo.PHO@city.chiba.lg.jp